

## 行財政局と小委員会交渉 当局、夏期手当2.325月分・6月30日支給を回答

市労連は、6月16日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、夏期手当について一般の職員及び会計年度任用職員は2.325月分、再任用職員は1.225月分を6月30日に一括支給することを回答しました。また、通勤手当の見直しについて、申し入れていた事項を踏まえて考え方が示されました。交渉終了後、市労連は企画調査部会を開催し、夏期手当の回答については了承するとともに、通勤手当の見直しについては、各単組で回答内容を討議することとしました。

当局 平素より皆さま方には、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

去る5月19日に、今年度の夏期手当についてのご要求をいただきました。この間、内部で検討を重ねてまいりましたので、ただ今よりお答えさせていただきます。

ご要求をお受けした際にも申し上げましたとおり、本市において、厳しい財政状況が継続していますが、夏期手当につきましては、条例どおり、一般の職員及び会計年度任用職員については2.325月分を、再任用職員については1.225月分を、ご要求どおり6月30日に一括支給させていただきます。

また、同じく5月19日の交渉において、「交通用具使用者に対する通勤手当の見直し」についての申入れをいただきましたが、私どもの考え方を、まとめてまいりましたので、ただいまよりお示しさせていただきます。

まず、距離区分別支給額の見直しについてでございます。

5キロメートル未満の距離区分については、見直しに伴う影響を考慮し、段階的に

引き下げることとさせていただきます。

具体的には、一般の場合、現行4,400円のところ、令和8年10月から4,200円、令和9年4月から3,100円、令和10年4月から2,000円といたします。

また、通勤不便公署又は身体障がい者の場合は、現行4,800円のところ、令和8年10月から4,600円、令和9年4月から3,400円、令和10年4月から2,200円といたします。

なお、5キロメートル以上10キロメートル未満の距離区分については、当初の提案のとおりとさせていただきます。

次に、駐車場等利用料の支給額についてでございますが、国や他の自治体の状況を踏まえ、当初の提案のとおり、1か月当たり5,000円を上限とさせていただきたいと考えております。

我々といたしましても、内部で十分に検討した結果でございますので、ご了承いただきたいと考えております。

以上、どうぞよろしくお願いたします。  
市労連 通勤手当の駐車場等利用料の上限額では賄いきれないことがあることを認識してもらいたい。いずれにしても、回答については持ち帰り協議する。

【参考資料】令和8年度 夏期手当(期末・勤勉手当)の支給月数について

(一般の職員・一般任期付職員)

- ・期末手当：1.2625月分
- ・勤勉手当：人事評価結果を反映した下記の区分のとおり支給

<係長級職員>

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	1.3125月
区分Ⅱ	1.2125月
区分Ⅲ	1.0575月
区分Ⅳ	0.9075月
区分Ⅴ	0.8075月

<担当者>

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	1.1625月
区分Ⅱ	1.0625月
区分Ⅲ	0.9625月

※労務職給料表5級職員含む

(任期付職員(一般任期付職員を除く)・会計年度任用職員)

- ・期末手当：1.2625月分
- ・勤勉手当：人事評価結果を反映した下記の区分のとおり支給

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	1.0625月
区分Ⅱ	0.9625月

(再任用職員)

- ・期末手当：0.7125月分
- ・勤勉手当：人事評価結果を反映した下記の区分のとおり支給

<係長級職員>

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	0.5125月
区分Ⅱ	0.4325月

<担当者>

評価区分	支給月数
区分Ⅰ	0.5125月
区分Ⅱ	0.4575月